

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年12月27日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 事業計画変更申請について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第6号 農業委員会事務局職員の任免について

報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地潰廃通報について
- 報第5号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 17名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 4番 栗 原 一 郎 委員 | 5番 馬 場 良 子 委員 |
| 6番 坂 井 浩 行 委員 | 7番 田 邊 稔 委員 |
| 8番 捧 幸 伸 委員 | 9番 佐 藤 秀 樹 委員 |
| 10番 野 崎 文 夫 委員 | 11番 岡 崎 耕一郎 委員 |
| 12番 島 影 正 幸 委員 | 13番 清 野 秀 作 委員 |
| 14番 小 林 茂 宏 委員 | 15番 佐 藤 一 富 委員 |
| 16番 三 師 満 夫 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 | |

農業委員欠席委員 2名

- | | |
|-------------|----------------|
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
|-------------|----------------|

推進委員出席委員 13名

- | | |
|------------|------------|
| 飯 塚 栄三千 委員 | 井 上 利 弥 委員 |
| 大 口 伸 昭 委員 | 蒲 澤 利 嗣 委員 |

北澤正之委員
高山弘則委員
原田孝一委員
松下正樹委員
吉田精一委員

小池秀一委員
長谷川淨二委員
松岡博一委員
山谷秀昭委員

推進委員欠席委員 5名

笹岡大介委員
矢代誠一委員
渡辺秀人委員

廣川久一委員
吉田昇委員

職務のため出席した事務局職員

事務局長	阿部勝峰
経営基盤係長	上林裕則
経営基盤係主任	佐藤信幸

午前9時35分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

出席状況をお知らせします。農業委員、現在員19名、出席17名、欠席2名、推進委員、現在員18名、出席13名、欠席5名でありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

4番、栗原一郎委員、16番、三師満夫委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議席を指定します。新たに農業委員に任命されました岡崎耕一郎委員の議席を11番に指定します。

また、調査部会は、第1調査部会とし、担当区域については、前谷内、帯織、山王を担当いただきますので、よろしくお願いいたします。

12月27日現在として、委員名簿等の配付をいたしましたので、御参照ください。なお、名簿については個人情報が含まれていますので、取扱い注意をお願いいたします。

議事に入る前に、皆さんにお諮りをいたします。議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思

ます。

議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

2ページを御覧願います。今月の申請は6件で、合計面積8,804平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

1ページをお願いします。

409番は、袋地内の農地1筆、974平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

410番は、善久寺地内の農地2筆、2,971平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

411番は、岩淵地内の農地7筆、1,211平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

412番は、岩淵地内の農地3筆、665平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

413番は、小滝地内の農地3筆、2,309平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

2ページをお願いします。

414番は、井栗地内の農地2筆、674平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして、御説明いたします。81ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定121件、面積52万7,521.38平米、再設定132件、面積72万7,333.63平米、合計では253件、面積125万4,855.01平米であります。

それでは、戻りまして、3ページの415番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

415番から23ページの487番までの73件は、相対でそれぞれ新規に利用権設定をするものであります。

415番は、大宮新田地内の農地2筆、4,046平米。

416番は、森町地内の農地1筆、1,931平米。

417番は、柳場新田地内の農地1筆、2,023平米。

418番は、塚野目地内の農地1筆、2,009平米。

4ページをお願いします。

419番は、塚野目三丁目地内の農地8筆、5,823平米。

420番は、大宮新田地内の農地1筆、2,023平米。

421番は、大宮新田地内の農地2筆、2,022平米。

422番は、大宮新田地内の農地1筆、2,023平米。

423番は、塚野目地内の農地1筆、2,009平米。

424番は、塚野目地内の農地2筆、4,046平米。

425番は、大宮新田地内の農地3筆、3,622平米。

6ページをお願いします。

426番は、塚野目地内の農地1筆、1,871平米。

427番は、塚野目地内の農地2筆、3,034平米。

428番は、塚野目地内の農地2筆、3,014平米。

429番は、塚野目一丁目地内の農地3筆、4,772平米。

430番は、塚野目一丁目地内の農地1筆、1,414平米。

431番は、鶴田三丁目地内の農地2筆、2,055平米。

432番は、井栗地内の農地1筆、290平米。

433番は、井栗地内の農地1筆、677平米。

8ページをお願いします。

434番は、下保内地内の農地6筆、3,601平米。

435番は、下保内地内の農地3筆、2,908平米。

436番は、吉田地内の農地4筆、265平米。

437番は、吉田地内の農地1筆、46平米。

438番は、善久寺地内の農地7筆、2万9,753平米。

439番は、大沢地内の農地4筆、6,462平米。

10ページをお願いします。

440番は、長沢地内の農地3筆、3,256平米。

441番は、長沢地内の農地3筆、3,827平米。

442番は、大谷地地内の農地2筆、3,429平米。

443番は、森町地内の農地2筆、2,651平米。

444番は、田屋地内の農地2筆、3,384平米。

445番は、棚鱗地内の農地1筆、2,875平米。

446番は、庭月地内の農地2筆、2,989平米。

12ページまで続きます。

447番は、中浦地内の農地9筆、5,064平米。

448番は、川通東町地内の農地2筆、472平米。

449番は、大宮新田地内の農地1筆、2,023平米。

450番は、福島新田地内ほかの農地6筆、1万2,689平米。

451番は、一ツ屋敷新田地内の農地1筆、1,585平米。

452番は、福島新田地内の農地4筆、4,588平米。

453番は、一ツ屋敷新田地内の農地1筆、2,266平米。

454番は、一ツ屋敷新田地内の農地 1 筆、216平米。

14ページをお願いします。

455番は、吉野屋地内の農地 1 筆、3,201平米。

456番は、吉野屋地内の農地 1 筆、4,718平米。

457番は、島潟地内の農地 1 筆、880平米。

458番は、森町地内の農地 1 筆、1,970平米。

459番は、鹿峠地内の農地 3 筆、5,973平米。

460番は、新屋地内の農地 1 筆、1,963平米。

本件につきまして補足させていただきます。82ページを御覧ください。令和4年10月総会におきまして、議第1号、137番で再設定の承認議決をいただきましたが、利用権を設定する者が死亡していたため取消しをし、新たに利用権設定をするものであります。

15ページにお戻りをお願いします。説明を続けます。

461番は、東新保地内ほかの農地 3 筆、1,805平米。

16ページまで続きます。

462番は、新保地内の農地 7 筆、4,081平米。

463番は、西本成寺二丁目地内ほかの農地 8 筆、6,513平米。

464番は、直江町三丁目地内の農地 2 筆、1,553平米。

465番は、大宮新田地内の農地 1 筆、2,023平米。

466番は、大宮新田地内の農地 1 筆、1,804平米。

467番は、大宮新田地内の農地 1 筆、2,023平米。

468番は、大宮新田地内の農地 1 筆、1,011平米。

469番は、大宮新田地内の農地 1 筆、1,011平米。

18ページをお願いします。

470番は、北野新田地内ほかの農地17筆、1万3,060.36平米。

471番は、須戸新田地内の農地16筆、7,547平米。

472番は、須戸新田地内の農地 1 筆、1,247平米。

473番は、須戸新田地内の農地 2 筆、2,022平米。

20ページをお願いします。

474番は、東大崎地内ほかの農地12筆、1万391平米。

475番は、牛ヶ島地内の農地 4 筆、5,532平米。

476番は、牛ヶ島地内の農地 2 筆、3,236平米。

477番は、三柳地内の農地 2 筆、2,966平米。

478番は、下保内地内の農地 2 筆、2,244平米。

479番は、下保内地内の農地 3 筆、2,984平米。

480番は、長嶺地内の農地 1 筆、95平米。

22ページをお願いします。

481番は、吉田地内の農地 1 筆、2,987平米。

482番は、代官島地内の農地 1 筆、234平米。

483番は、代官島地内の農地11筆、8,320平米。

484番は、荻島地内の農地2筆、2,062平米。

485番は、荻島地内の農地4筆、3,793平米。

486番は、櫛山地内の農地2筆、2,254平米。

487番は、棚鱗地内の農地1筆、6,180平米。

以上73件は、相対で新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

24ページの488番から38ページの535番までの48件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規にそれぞれ5年、8年、10年間利用権設定をするものであります。

それでは、488番から順に御説明いたします。

488番は、下保内地内の農地2筆、2,022平米。

489番は、下保内地内の農地4筆、4,064平米。

490番は、袋地内の農地1筆、913平米。

491番は、鶴田地内の農地2筆、2,002平米。

492番は、前谷内地内の農地2筆、4,338平米。

493番は、新光地内の農地19筆、1万7,621平米。

26ページお願いします。

494番は、嘉坪川地内ほかの農地4筆、3,933平米。

495番は、石上三丁目地内の農地4筆、3,175平米。

496番は、塚野目地内ほかの農地7筆、7,540平米。

497番は、井栗地内ほかの農地15筆、1万1,692.91平米。

498番は、井栗地内の農地1筆、311平米。

499番は、井栗地内の農地2筆、1,708平米。

28ページをお願いします。

500番は、柳川新田地内の農地1筆、2,023平米。

501番は、塚野目地内ほかの農地12筆、1万3,766平米。

502番は、大宮新田地内ほかの農地2筆、1,963平米。

503番は、大宮新田地内ほかの農地10筆、1万1,334平米。

504番は、鶴田地内ほかの農地12筆、2万2,898平米。

30ページをお願いします。

505番は、北野新田地内の農地1筆、728平米。

506番は、柳場新田地内の農地7筆、3,707平米。

507番は、柳川新田地内の農地3筆、3,754平米。

508番は、柳川新田地内の農地5筆、2,525平米。

509番は、白山新田地内の農地1筆、1万874平米。

510番は、西潟地内の農地8筆、9,418平米。

32ページをお願いします。

511番は、東大崎一丁目地内の農地3筆、1,766平米。

512番は、下保内地内の農地 1 筆、1,137 平米。
513番は、下保内地内の農地 2 筆、1,840 平米。
514番は、下保内地内の農地 1 筆、1 万84平米。
515番は、下保内地内の農地 1 筆、2,549 平米。
516番は、東鱒田地内の農地 1 筆、495 平米。
517番は、東鱒田地内の農地10筆、1 万2,303.11 平米。

34ページをお願いします。

518番は、東鱒田地内の農地 4 筆、1 万1,217 平米。
519番は、東鱒田地内ほかの農地 5 筆、1 万114 平米。
520番は、東鱒田地内の農地 1 筆、1,766 平米。
521番は、東鱒田地内の農地 2 筆、2,996 平米。
522番は、東鱒田地内の農地 1 筆、2,991 平米。
523番は、東鱒田地内ほかの農地 3 筆、7,173 平米。
524番は、東鱒田地内ほかの農地 4 筆、7,350 平米。
525番は、金子新田地内の農地 2 筆、5,030 平米。

36ページをお願いします。

526番は、金子新田地内の農地 2 筆、5,993 平米。
527番は、吉田地内の農地 1 筆、1,893 平米。
528番は、吉田地内の農地 1 筆、949 平米。
529番は、長嶺地内の農地 1 筆、2,628 平米。
530番は、福島新田地内の農地 1 筆、2,014 平米。
531番は、東光寺地内の農地 2 筆、5,247 平米。
532番は、東光寺地内の農地 3 筆、7,580 平米。
533番は、東光寺地内ほかの農地 4 筆、6,180 平米。

38ページをお願いします。

534番は、蔵内地内の農地 2 筆、2,210 平米。
535番は、川通中町地内の農地 2 筆、1 万970 平米。

以上48件は、新潟県農林公社が新規にそれぞれ 5 年、8 年、10年間利用権設定をする
ものであります。

536番から81ページの667番までの132件につきましては、再設定でありますので、説明
を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果
を報告願います。

第 2 調査部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

それでは、第2調査部会の調査結果について御報告いたします。

第2調査部会では、12月23日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転6件、新規設定121件、再設定132件、合計件数259件、面積126万3,659.01平米で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする案件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

小林委員。

14番（小林茂宏委員）

450番、451番の案件と452番、453番、454番の案件について詳細をお聞かせいただきたいと思います。

事務局（阿部事務局長）

手元に申請書もありませんので、詳細について確認できませんが、担当から特異な事例ということで報告もありませんでしたので、通常の案件と認識しています。

14番（小林茂宏委員）

経営面積もすごく少ないですし、労働力もゼロになっているので、どういったものかなと思ってちょっとお聞きしたんですけど。

（「ちょっといいですか」の声あり。）

議長（野崎会長）

はい。栞原代理どうぞ。

会長代理（4番栞原一郎委員）

栞地区の案件なので、私から補足説明をさせていただきます。

私も詳しくは承知していませんが、御質問の案件のお二人ともうお一人の、たしか3人で任意の組織で共同作業をされていたと思います。経営面積が少ないのは、その任意組織に貸し付けているためだと思います。労働力がゼロなもの、任意組織で共同作

業を行っているためだと思います。

14番（小林茂宏委員）

なるほど。分かりました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

93ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定19件、面積26万6,785.02平米、利用権移転14件、面積5万5,287.91平米、合計では33件、面積32万2,072.93平米であります。

83ページにお戻りいただき、1番から御説明いたします。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、下保内地内の農地4筆、4,044平米。

2番は、下保内地内の農地2筆、2,042平米。

3番は、袋地内の農地1筆、913平米。

4番は、鶴田地内の農地2筆、2,002平米。

5番は、前谷内地内の農地2筆、4,338平米。

85ページまで続きますが、6番は、嘉坪川地内ほかの農地53筆、4万8,003.91平米。

86ページまで続きます。

7番は、三貫地新田地内ほかの農地52筆、6万675平米。

8番は、白山新田地内の農地1筆、1万874平米。

9番は、東大崎一丁目地内ほかの農地11筆、1万1,184平米。

10番は、下保内地内の農地3筆、2,977平米。

11番は、下保内地内の農地2筆、1万2,633平米。

12番は、東鱒田地内ほかの農地20筆、3万4,129.11平米。

88ページをお願いします。

13番は、東鱒田地内ほかの農地7筆、1万4,926平米。

14番は、東鱒田地内の農地1筆、3,003平米。

15番は、金子新田地内の農地3筆、4,347平米。

16番は、金子新田地内の農地2筆、5,030平米。

17番は、金子新田地内の農地2筆、5,993平米。

18番は、吉田地内ほかの農地3筆、5,470平米。

19番は、東光寺地内ほかの農地14筆、3万4,201平米。

以上19件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転の案件につきまして御説明いたします。

20番から92ページの33番までの14件は、これまでの総会におきまして異議ないものとして、県公告がされました利用配分計画のうち、耕作者の変更のあった農地について、設定期間のおり利用権移転するものであります。

20番は、東鱒田地内の農地2筆、2,948平米。

21番は、西鱒田地内ほかの農地3筆、5,898平米。

90ページをお願いします。

22番は、片口地内の農地9筆、3,686平米。

23番は、片口地内の農地1筆、1,747平米。

24番は、片口地内の農地1筆、964平米。

25番は、高岡地内ほかの農地25筆、1万3,025.91平米。

26番は、金子新田地内の農地1筆、2,995平米。

27番は、吉田地内の農地1筆、3,092平米。

28番は、東鱒田地内の農地1筆、1,228平米。

29番は、東鱒田地内の農地1筆、1,395平米。

92ページをお願いします。

30番は、東鱒田地内の農地4筆、8,809平米。

31番は、笹岡地内の農地4筆、7,701平米。

32番は、東鱒田地内ほかの農地2筆、1,903平米。

33番は、東鱒田地内の農地1筆、346平米。

以上、14件は、耕作者の変更がありましたので、設定期間のおり利用権移転するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定19件、利用権移転14件、合計件数33件、面積32万2,072.93平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がありませんので、お諮りしたいと思います。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申します。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

95ページを御覧願います。今月の申請は5件で、合計面積7,707.07平米であります。

94ページにお戻りをお願いします。

26番は、西潟地内ほかの農地6筆、3,834.07平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

27番は、西鱒田地内の農地1筆、986平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

28番は、小滝地内の農地5筆、681平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

29番は、桑切地内の農地2筆、2,035平米を譲受人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

30番は、上保内地内の農地1筆、171平米を譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、贈与によるもの1件、合計件数5件、面積7,707.07平米で、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

96ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積367.79平米であります。

15番は、西潟地内の農地2筆、197.79平米を売買により取得し、駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、井栗小学校グラウンドの南東150メートル付近で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の67番で農地法第5条の許可申請がなされており、

16番は、三竹三丁目地内の農地1筆、170平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、農業体験交流センターサンファーム三条の西側320メートル付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の68番で農地法第5条の許可申請がなされて

おります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、件数2件、面積367.79平米で、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

99ページを御覧願います。今月の申請は9件で、合計面積2,671.36平米であります。

97ページをお願いいたします。

67番、68番の2件は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

69番は、興野三丁目地内の農地1筆、813平米を売買により取得し、賃貸住宅1棟、駐車場9台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条地域振興局の東側500メートル付近で、都市計画用途地域の近隣商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断さ

れます。

70番は、西裏館三丁目地内の農地1筆、922平米を売買により取得し、企業内保育所1棟、駐車場12台及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市消防本部の北側350メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

98ページをお願いします。

71番は、条南町地内の農地1筆、164平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、旧第一中学校体育館の南西100メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

72番は、代官島地内の農地2筆、277平米を使用貸借権の設定により既存の宅地等405.6平米と一体利用し、倉庫1棟、駐車場5台及び乗入道路の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道8号代官島(東)交差点の東側600メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

73番から75番の3件は、それぞれ使用貸借権の設定によりサンワコムシスエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和5年5月31日まで一時転用地として利用したいものです。

73番は、大沢地内の農地1筆、33.84平米。場所につきましては、大沢農業開発センターの北側60メートル付近。74番は、大平地内の農地1筆、60.98平米。場所につきましては、大平集落開発センターの南側150メートル付近。75番は、曲谷地内の農地1筆、32.75平米。場所につきましては、下田野球場の西側250メートル付近で、それぞれ工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

以上で説明を終わります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長(17番佐藤裕雄委員)

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積2,671.36平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第2調査部会長は自席へお戻りください。

議長(野崎会長)

続きまして、議第6号『農業委員会事務局職員の任免について』を議題といたします。

令和4年12月31日付で、事務局職員が退職することになりました。つきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により承認を求めるものです。

配置替えにより農業委員会事務局職員の職を解く者。経営基盤係主任、赤塚由依。

以上です。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

廣川委員。

19番(廣川哲也委員)

19番、廣川です。配置替えということでございますが、職員の補充等についてお聞かせください。

議長(野崎会長)

補充につきましては、農林課へ出向になっている職員1名を、1月から農業委員会事務局へ戻してもらうことにいたしましたので御理解願います。

ほかにごございませんか。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第6号につきましては、ただいま提案しましたとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

続きまして、報第2号から報第6号まで続けて事務局より報告を願います。

事務局(阿部事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ただいまの報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。
御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長代理、8番、捧幸伸委員。

農政対策部会長代理（8番捧 幸伸委員）

農政対策部会では、1月20日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催
します。関係委員は出席をお願いします。

なお、案件につきましては、前回に引き続き令和5年度農作業賃金・機械作業料金に
ついて等でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。1月25日午前9時から厚生福祉会館第2
集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、31日午前9時30分開会を予定しております。

また、当日午後6時から饞心亭おゝ乃におきまして新年会を予定していますので、よ
ろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 4 番） 栗原 一郎

議事録署名委員（16 番） 三師 満夫
